

信託，信託法と裁判所

顧問 木南 敦

今から101年前、大正11年に制定された信託法の母法は、イングランド法とされる。イングランド中世には、信託（とそれに先行したユース）という取り決めが用いられていた。14世紀末には、その当事者が決め内容の確定や実現を図るために大法官裁判所に訴え出て助けを得られたことが知られている。その後、大法官裁判所がこのような訴えで示した判断が先例となって、そこから信託にかかわる訴えに適用されるルールが導き出されて、信託法が判例法として現れたことは、イングランドにおける信託とその法的規律についてよく知られたことである。信託が利用されはじめ、信託に大法官裁判所が適用する判例法のルールが現れたのであるから、裁判所は信託法形成に多大な役割を果たした。このことは、イングランド王国の法制度を受け継いだ国における信託法についても同様である。アメリカ合衆国における州は、このような国の例である。

このように判例法として現れた信託法のルールには、のちに内容が制定法によって変更されたものがある。そればかりか、信託法のルールとして法律で定められたルールが加わったものもある。もともとイングランドでは、信託は、コモンローの相続法のルールによる土地相続と異なる扱いを取り決めて、家族の世代間において土地を移転させる方法として広く一般に用いられた。この用途では、受託者の主な役割は、信託財産とされた土地を受益者らが利用できるように「保管」し、信託に定められた指示にしたがってその土地を移転することであった。イングランドの信託法は、この用途を前提にして形成された。しかしその後、社会の主要な富の形態となった金融資産が信託財産とされるようになり、信託

は金融資産のマネジメントに用いられるようになった。このように信託が用いられると、受託者は信託財産とされる金融資産のマネジメントという役割を担うことになった。ここでは、信託を規律するルールのうちでも特に受託者の権限や義務に関して、それまでの信託法から導き出せないルールが必要とされるようになった。この変化に応じた信託法のルールは、今から90年あまり前から制定法が提供していったとされる。

さて、アメリカ合衆国の多数の州では、信託法が法典として制定されている。その典型例は、2000年に公表された統一信託法典を法律として制定した州である。州が信託法を法典として制定すると、その州の信託法の内容は包括的に制定法に基づくことになる。その際、信託の判例法や衡平法の原理は、州の信託法典や法律で変更されていないかぎり、信託法典という制定法を補充すると扱われている（統一信託法典106条）。この範囲で、裁判所は信託判例法や衡平法の原理によって信託を規律しつづける。

日本はどうか。大正11年の信託法は、その制定より先に信託という名の取り決めが用いられたとしても、そのような信託を扱った判例の内容を前提にして制定されたとは説明されていないようである。また、平成18年の信託法は、大正11年の信託法による信託の利用から生じた裁判例が集積し、信託判例法をも含めて制定されたものであるとは説明されていないようである。両信託法は、信託の利用のもととなるルールを明確に提供し、また、信託の用途に応じて適切なルールを提供するように制定された。それは、信託の利用のために包括的に法律上の基礎を提供する点で、アメリカ合衆国の州の信託法典と同様の役割を果たすことができる。しかし、日本では、アメリカ合衆国の州の信託法典が想定しているような信託判例法や衡平法の原理に相当するものはよく知られたものではない。同じように信託法といっても、この違いは興味深いところである。